

子ども青少年部子育て・若者政策担当

市内の子どもたち・大学生と一緒に作成しました！ 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」啓発ポスター

1 作成の経緯

“多摩市に関わるみんなで、子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市”の実現を目指し、令和4年4月に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を制定しました。この条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境と、まちづくりに参画し、活躍できる環境を整え、すべての子ども・若者が、自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長できるまちの実現を目的としております。

この度、「子ども・若者の権利」を分かりやすくお知らせするためのポスターを作成しました。

このポスターは、当事者である子どもたちの条例への理解を深めると共に、条例の理念である「子どもの意見表明・まちづくり参画」を実現するため、市内の子どもたちや大学生と一緒に作成しました。

2 市内の子どもたち・大学生の関わり方

ポスター製作にあたっては、市内大学（多摩大学下井ゼミ）の学生にデザインの作成を依頼し、わかりやすい表記・表現のもと、子ども用、大人用デザインの候補を作成していただきました。

また、複数の候補作について、市内の児童館に通う子どもたちの意見を聞き、最も多くの支持を得られたものを採用いたしました。

3 ポスターの掲示場所

市内小中学校・高等学校・大学、保育所・幼稚園、市内掲示板、公共施設等

参考（「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の基本理念）

- ①子ども・若者の権利の保障
- ②切れ目のない支援
- ③意見表明・まちづくり参画
- ④様々な主体の相互協力・相互支援

<別添資料>なし

問い合わせ

子ども青少年部児童青少年課

電話：042（338）6958